

森林第 1249 号
平成18年 2月 6日

大規模林道問題北海道ネットワーク

大雪と石狩の自然を守る会

北海道自然保護連合 代表 寺島 一男 様

ナキウサギふぁんくらぶ 代表 市川 利美 様

十勝自然保護協会 会長 安藤 御史 様

(社)北海道自然保護協会 会長 佐藤 謙 様

北海道水産林務部

林務局長 岡本 光昭

「緑資源幹線林道」事業から撤退することを求める申入書並びに再質問書に
対する回答について

緑資源幹線林道事業に関して、充分にご理解いただけなかった北海道の考え方について
下記のとおり説明し、前回の回答文とあわせ再質問書への回答といたします。

また、林務局長からの回答は期待していないとのことですが、林務局長の回答は、緑資
源幹線林道事業についての、北海道としての総合的判断を踏まえた回答であるということ
をご理解ください。

記

1. 林道整備の必要性について

現在の森林・林業政策の基本方針は、木材生産重視から、木材生産機能を含めた森林の
多面的機能の高度発揮の重視へと転換しており、個々の森林の特性に応じた間伐や植栽、
天然更新補助作業など、よりきめ細かな森林整備を進めるとともに、森林整備の過程で産
出される木材の有効活用を図ることが重要となっています。

一方、森林の管理や木材生産活動を今まで以上に効率的かつ低コストで進める必要があ
り、林業労働者や木材等の効率的な輸送・運搬を確保するための骨格的・基幹的な林道、
効率的な施業等に資する支線的な林道や作業道・作業路など、求められる機能に応じた規
格・構造を備えた林内路網を効果的に組み合わせて整備することが不可欠となっています。

しかしながら、本道における林内路網の整備状況は、林道・林内公道ともに全国的にも
低位な状況にあり、効率的・低コストの森林管理や、木材の有効活用を進める上で支障と

なっています。

特に、緑資源幹線林道の受益市町村においては、森林率や森林蓄積が高いなど豊富な森林資源を有している一方で、林内路網の整備が立ち後れている状況にありますので、林内路網、とりわけその骨格となる緑資源幹線林道については、引き続き着実に整備されるべきものと考えています。

なお、緑資源幹線林道は、国道を始めとする他の道路とともに一体的な道路ネットワークの一部となるものであり、緑資源幹線林道のみをもって地域全体の路網が充足するものではないことを理解していただきたいと思います。

2. 緑資源幹線林道と森林計画区との関係について

独立行政法人緑資源機構法（以下「機構法」という）第11条第1項では、緑資源幹線林道事業について「... 当該地域の林道網の枢要部分となるべき林道の開設又は改良の事業で、その事業による受益の範囲が著しく広く、かつ、その事業の施行が当該地域における林業以外の産業の振興の見地から相当であると認められるものを施行すること」と規定されており、緑資源幹線林道は、山間地域の生活環境の改善や都市と山村の交流に資する機能を持ち合わせた広域的な幹線林道として構想されているため、複数の森林計画区に関わる場合もあるものと考えています。

例えば、北海道の緑資源幹線林道のうち、「広域流域」をまたぐ路線である置戸・阿寒線は、その整備によって、受益区域周辺の森林から産出される木材が、北見地域、釧路地域、十勝地域、旭川地域の何れの方角にも効率的に運搬できるようになることや、これら都市圏からの森林レクリエーション利用者のアクセスや利便性が向上するなど、森林管理等を適切に行うために必要な骨格となる林道としての機能とともに、山間地域の生活環境の改善に資する機能を併せ持った路線の構想となっています。

3. 事業評価について

公共事業の期中の評価（再評価）は、公共事業の透明性及び客観性を確保し、より効果的、効率的な事業の実施を図ることを目的として、平成10年度から導入されてきました。

この期中の評価は、国の直轄事業や補助事業等について、事業採択後一定期間を経過した後も未着工である事業、事業採択後長期間が経過している事業等を対象に行い、事業の継続に当たり必要に応じてその見直しを行うほか、事業の継続が適当と認められない場合には事業を中止することもあるもので、評価結果は、それぞれの事業に適切に反映することとされています。

緑資源幹線林道事業については、林野公共事業として、林野庁が定めた「林野公共事業の事業評価実施要領」に基づいて林野庁が期中の評価を実施しています。

なお、北海道が行う事業評価については、道が企画立案し、実施するものを対象としています。

緑資源幹線林道の期中の評価に当たっては、林野庁は、学識経験者等第三者の意見を聴

取しながら、

- ①費用対効果分析の算定基礎となった要因の変化
- ②森林・林業情勢、農山漁村の状況その他の社会経済情勢の変化
- ③事業の進捗状況
- ④関連事業の整備状況
- ⑤地元（受益者、地方公共団体等）の意向
- ⑥事業コストの縮減等の可能性
- ⑦代替案の実現可能性

について総合的、客観的に評価し、事業の継続、変更、休止又は中止の方針を決定することになっています。

この期中の評価に際し、北海道は従来から、緑資源幹線林道の施工に当たっては、自然環境に及ぼす影響を最小限とするとともに、コスト縮減が図られるよう意見具申してきており、林野庁からは、これまでに一部区間の中止やルート変更、幅員の縮小などを含めた評価結果が示されています。

北海道としましては、林野庁の評価結果に加え、上で述べたような本道及び受益市町村における林内路網の整備状況や地理的・社会的条件、地元要望等を勘案し、緑資源幹線林道事業は必要なものとの総合的な判断から、議会の議決を経た上で、機構法第21条・第23条に基づく賦課金及び負担金を支出しています。